平成２６年（フ）第３１５号
札幌市東区北48条東５丁目１番24号
債務者　松井　信三
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田絵理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７０号
北海道古平郡古平町大字港町34番地
債務者　吉野　平康
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７１号
北海道古平郡古平町大字港町34番地
債務者　吉野　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７２号
北海道古平郡古平町大字港町34番地
債務者　吉野　祥平
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７０号
横浜市神奈川区片倉１丁目30番40号　Ｆ・Ａビル301号
債務者　高村美千子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８５号
北海道北斗市久根別２丁目１番57号　コーポサンフラワーＢ２階６号
債務者　高橋　輝男
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
北海道北斗市久根別２丁目１番57号　コーポサンフラワーＢ２階６号
債務者　高橋　和江
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９１号
函館市富岡町３丁目35番16号　ハイツ木村101号室
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９６号
函館市富岡町３丁目34番26号
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６０号
愛知県豊田市一色町一色427番地２、前住所愛知県岡崎市北野町字西山畔44番地３
債務者　逸見　雅江
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
大阪府東大阪市吉田６丁目３番33号　ＹＭハウス201号
債務者　上川路博久
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１８号
大阪府大東市氷野３丁目３番17号　アスカハイツ401号、前住所大阪府寝屋川市出雲町13番28号
債務者　水野　凉子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８０号
大阪府八尾市青山町４丁目11番15―101号
債務者　中森　千明
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４８号
大阪市東淀川区淡路２丁目３番36―108号、前住所京都府亀岡市篠町篠杢殿林20番地27
債務者　岩井　政子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２３号
大阪市西淀川区御幣島３丁目６番５号
債務者　寺口　敏彦
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４４号
大阪市平野区平野南１丁目６番３号　メゾン・ベルレーヌ202
債務者　池野　明美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５４号
大阪府豊中市新千里北町２丁目41番Ｂ１―204号
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部